

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	63	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人森林総合研究所	職員の身分	非国家公務員
法人概要	<p>○ 森林総合研究所は、明治38年に農商務省山林局林業試験所として発足し、昭和63年に森林総合研究所に名称を変更、平成13年に独立行政法人化、平成19年に林木育種センターと統合し、平成20年に旧緑資源機構の業務を一部承継した。</p> <p>○ 森林総合研究所は、森林・林業の再生、木材及び木質資源の利用促進、地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全、林木の新品種の開発など我が国の森林・林業分野における国家的な行政課題に対応して、総合的に研究開発を行っている我が国唯一の研究機関（前身は国の試験研究機関）。</p>						
沿革	<p>平成13.4 独立行政法人森林総合研究所 → 平成19.4 独立行政法人森林総合研究所 (※1)</p> <p>平成13.4 独立行政法人林木育種センター → 統合 → 平成15.10 独立行政法人緑資源機構 → 一部業務承継</p> <p>(※1) 平成20.4 独立行政法人森林総合研究所</p>						
中期目標期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）						
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数[官庁0B]（現役出向）（4/1時点）		9	8	8	8[0]（3）		
常勤役員数		7	7	7	7		
非常勤役員数		2	1	1	1		
常勤職員数[官庁0B]（現役出向）（4/1時点）		1,208	1,129	1,095	1,051[3]（58）		
うち間接部門		209	200	203	198		
うち事業部門		999	929	892	853		
非常勤職員数（官庁〇B）（4/1時点）		485（6）	457（4）	426（3）	399（3）		
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）		100.1（103.7）	99.6（103.7）	99.5（103.6）	—（—）		
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）		99.0（100.8）	99.5（102.8）	98.1（102.8）	—（—）		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
予算/決算		決算	決算	決算	当初予算		
一般会計（百万円）		50,630	49,951	42,001	36,063		
うち運営費交付金		9,973	10,006	9,118	8,829		
うち施設整備費補助金		257	286	2,020	1,087		
うち施設整備以外の補助金・交付金		28,279	27,977	19,388	14,230		
うち委託費		1,338	901	696	1,140		
うち出資金		10,784	10,780	10,779	10,778		
特別会計（特会名）（百万円）		0	0	1,266	1,518		
うち運営費交付金							
うち施設整備費補助金							
うち施設整備以外の補助金・交付金				1,266	1,518		
うち委託費							
うち出資金							
計		50,630	49,951	43,267	37,581		
支出額の推移（百万円）		79,568	78,352	70,902	63,284		
収入額の推移（百万円）		83,174	80,799	71,115	60,911		
国の財政支出/収入額（％）		60.9%	61.8%	60.8%	61.7%		
財務データ（平成24年度、百万円）	資産合計	1,148,646	うち流動資産	161,874			
	負債合計	323,017	純資産合計	825,628	うち利益剰余金	6,092	

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	63	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人森林総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)			
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額	
森林・林業分野の研究開発業務の推進	① 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与するため、以下の業務を実施 ア 森林及び林業に関する試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習 イ 森林及び林業に関する試験及び研究に必要な種苗の生産及び配布 ウ 林木の優良な種苗の生産及び配布 エ ア～ウに付帯する業務 ② 森林・林業基本法第14条、独立行政法人森林総合研究所法第3条及び第11条	12,374	合計		12,488	(財)日本冷凍食品検査協会	2	
			国費	運営費交付金	9,118	(公財)国際緑化推進センター	14	
				施設整備補助金	2,020	(一社)日本森林技術協会	9	
				研究開発補助金	202	(一財)日本森林林業振興会	7	
				受託収入	696	(一財)建材試験センター	1	
				自己収入		業務収入	147	
			受託収入	294				
寄付金収入	11							
水源林造成事業	①【水源林造成事業】 水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を行う必要がある土地につき、分収林特別措置法に規定する分収造林契約の当事者となり、森林造成を実施。 ② 森林・林業基本法第12条、分収林特別措置法第2条第1項、独立行政法人森林総合研究所法附則第8条第1項	34,467	合計		34,815			
			国費	水源林造成事業費補助	16,470			
				水源林造成事業補給金	12			
			自己収入		政府出資金	10,779		
			(長期借入金)	6,600				
(業務収入)	770							
(業務外収入)	184							
特定中山間保全整備事業等	①【特定中山間保全整備事業等】 水源を涵養するための急速かつ計画的に森林の造成を行う必要がある中山間地域であって、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備等を実施。 また、緑資源機構が工事施工中であった既設道について、地方公共団体への移管等を円滑に進めるために必要な工事及び管理並びに旧緑資源幹線林道事業等の賦課金及び負担金に係る業務を実施。 ② 森林・林業基本法第12条、食料・農業・農村基本法第24条、独立行政法人森林総合研究所法附則第7条第1項、同法附則第9条第1項、同法附則第10条第1項、同法附則第11条第1項、同法附則第12条第1項	24,060	合計		23,812	(社)農業農村整備情報総合センター	23	
			国費	特定中山間保全等整備事業費補助	3,284			
				森林居住環境整備事業費補助	453			
				幹線林道事業移行円滑化対策交付金	233			
			自己収入		(長期・短期借入金)	2,350		
(業務収入)	17,449							
(業務外収入)	42							

注) 特定関連会社・公益法人への支出については100万円以下の少額随契を除く

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） 〈平成24年度決算合計〉

特別会計	法人合計 (百万円)	合計		
		東日本大震災復興特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
水源林造成事業	1,266	1,266		

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	63	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人森林総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

（平成25年4月1日現在）

（役員） 8 (7)

理事長 1(1)

理事 5(5)

監事 2(1)

（職員） 1,450 (1,051)

本所 545 (366)（茨城県つくば市）

—	総括審議役	1(1)
—	監査室	2(2)
—	総合調整室	3(3)
—	企画部	83(55)
—	総務部	89(70)
—	研究領域等	367(235)
—	林木育種センター	72(51)
—	森林バイオ研究センター	10(5)
—	北海道支所	58(42)
—	東北支所	54(36)
—	関西支所	54(42)
—	四国支所	43(25)
—	九州支所	63(41)
—	多摩森林科学園	36(18)
—	北海道育種場	22(13)
—	東北育種場	21(15)
—	関西育種場	21(15)
—	九州育種場	27(17)
—	森林農地整備センター	424(365)

注）職員数は非常勤職員を含む総職員数。（ ）書きは常勤職員数で内数。

<記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員（平成25年4月1日現在）を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	63	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人森林総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

○ 森林総合研究所は、森林・林業基本計画（平成23年7月閣議決定）等に的確に対応しつつ、森林・林業の再生と木材利用の推進、森林の公益的機能の高度発揮等に資する研究開発を実施することが求められている。

森林・林業基本計画においては、森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発、木材及び木質資源利用技術の開発、地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林機能発揮に向けた研究、林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究等を効率的かつ効果的に推進するほか、東日本大震災からの復興に向けた海岸林の再生のための研究、放射性物質による森林・林業や林産物への影響等についての調査・研究等を推進することは政府の講ずべき施策の一つとして位置づけられている。

これにより、例えば、

- ・森林・林業の再生に向けた低コスト林業システムの開発
- ・大規模木造建築のための木質パネル・CLTの開発
- ・深刻な森林・林業被害を及ぼすシカの効率的捕獲技術の実用化技術の開発
- ・花粉症対策としての無花粉スギの品種開発
- ・深層崩壊等の山地災害の防止技術および回復技術の開発
- ・温暖化対策としての森林減少・劣化の抑止技術の開発
- ・外来種等による生態系攪乱対策と生物多様性の保全技術の開発

等を実施するとともに、福島第一原発事故による放射能汚染に対しては、キノコ原木の放射線低減の手法の開発や森林の汚染の状況の把握とこれに基づく森林の除染の技術情報の提供、溪流水の汚染状況の把握等に係る調査・研究等を実施し、国民の安全・安心の確保に貢献する等の成果をあげている。

○ また、水源林造成事業は、奥地水源地域であって、立地条件が悪く、森林所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない無立木地等において森林を造成する事業であり、県域を越えて下流域全体における公益的機能を長期間・安定的に確保する公益性の高い事業であることから、このような性格を踏まえ、森林・林業基本計画（平成23年度7月閣議決定）において「公的な関与による森林整備の促進」を図る施策として位置付けられている。

水源林造成事業により整備された森林は、国民の生活に不可欠な水源の涵養、国土保全等の効果を発揮し、国民の安全・安心の確保に成果をあげている。

具体的には、昭和36年から水源林造成事業により造成されてきた森林が果たす公益的機能は、「水源涵養効果」「環境保全効果」「山地保全効果」という貨幣換算可能な機能を評価するだけでも年間約8,100億円（平成23年度に発揮された効果額）となっている。

- ・水源涵養効果：年間約28億m³を貯水（東京都で使う約1年半分の水量に相当）
- ・環境保全効果：年間約260万トンの二酸化炭素（CO₂）を吸収（約130万世帯の年間消費電力の発電時に排出されるCO₂量に相当）
- ・山地保全効果：年間約8千万m³の土砂の流出を防止

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

【メリット】

研究開発部門においては、

○ 独立行政法人化後、法人の裁量により、予算配分や人員配置について、優先順位の高いものや緊急性の高いものに重点配分できるようになった。

○ 中期目標を達成するため、5年間の中期計画を設定することにより、研究開発に係る目標を明確化した上で、年度ごとの研究開発に計画的に取り組むことができるようになった。また、緊急対応等に際しても、外部機関との連携強化等を含めて、機動的な研究実施体制が執られ、効果的かつ効率的に成果を上げるとともに行政ニーズに応えられるようになった。

○ 積極的な外部資金の獲得に取り組むことにより、目標達成に向けた研究開発業務への効率的かつ効果的な資金配分が担保されることとなった。

○ 中期目標期間中に生じた剰余金については、中期計画の使途の範囲内で使用が可能となった。

水源林造成事業等部門においては、

○ 従来、特殊法人については、事業運営の効率性、経営の自主性等の観点から問題点が指摘されていたところである。一方、独立行政法人制度については、これら特殊法人の問題点の解消を図るため、

・国から与えられた目標の達成に関し、主務大臣による関与を必要最低限に限定し、法人の業務運営の自立性（裁量）を確保すること、

・中期目標期間終了時（5年毎）に組織及び業務全般にわたる評価を行うことにより、不要な組織・業務の維持・拡大を認めないこと

等、業務を最大限に効率的かつ効果的に遂行しようとするものであり、これらの規律に従い、透明性を確保して、効率的に事業を実施できる体制が確立された。

【デメリット】

部門共通としては、

○ 中期目標によって短期的に達成すべき明確な目標が提示され、計画的な業務推進の必要性が職員に浸透し、業務意識の改善につながっているが、年度業績評価及び中期目標期間業績評価について、PDCAサイクルのための手続等の負担が増大している。

研究開発部門においては、

○独立行政法人化後、毎年度、一般管理費及び業務経費について、効率化目標による一律の削減を続けてきており、この状況が今後も続くようであれば、研究開発業務、保有する施設・設備の維持管理、運用等への支障が懸念され、行政ニーズに応じた的確な研究成果等の社会還元ができなくなるおそれがある。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
農林水産省	323	独立行政法人森林総合研究所研究・育種勘定に要する経費
農林水産省	123	農地の整備(独法)
復興庁	131	森林整備事業(独法・復興関連事業)
農林水産省	180	森林整備事業(独法)
農林水産省	187	幹線林道事業移行円滑化対策交付金
農林水産省	203	森林整備事業(独法・復興関連事業)

注) 公募等で獲得した資金のシートは除く。

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (円)	委託先
監査・顧問等業務	会計監査人による監査業務等2件	6,714,200	新日本監査法人外
庁舎管理業務 (施設保守管理等)	本所電気設備及び機械設備等運転点検保守管理業務等10件	167,010,690	テスコ株式会社外
庁舎管理業務 (清掃・警備等)	独立行政法人森林総合研究所本所及び林木育種センター施設の管理業務等3件	38,209,500	(株)ともゑ外
システム関連業務	独立行政法人会計システム保守・運用支援業務等7件	27,352,284	(株)NTTデータ外
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (円)	委託先
育種樹木育成 管理業務	品種開発に必要な苗木、試験林の育成管理等を行う業務等10件	109,366,051	(株)アメニティ外
機械等保守業務 管理業務	木材抽出成分等の化学構造を分析するための装置の保守業務等14件	25,347,834	(株)ジオールレゾナ外
伐倒・除草等作業 管理業務	森林総合研究所苗畑・試験地等の地拵え業務等3件	9,178,155	(有)佐川運送外

注) 請負契約含む、100万円以下の少額随契を除く。

No.	63	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人森林総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について

① 措置内容

【森林総合研究所】

○ 緑資源機構の水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を承継する。

【緑資源機構】

○ 平成19年度限りで法人を廃止する。

② これに対する現時点での考え方

【森林総合研究所】

○ 緑資源機構廃止法の施行により、平成20年4月に、緑資源機構の水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を承継した。

○ 緑資源幹線林道に係る保全管理業務は、平成25年度をもって完了予定。

○ 農用地総合整備事業は、平成24年度をもって工事完了。

○ 特定中山間保全整備事業は、平成25年度をもって工事完了予定。

【緑資源機構】

○ 廃止法の施行により、平成20年4月1日で法人を解散した。

（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について

① 措置内容

【森林総合研究所】

○ 研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ 水源林造成事業等については、行政事業型のガバナンスを適用する。

② これに対する現時点での考え方

○ 研究開発を行う法人としてのガバナンスを適用する。

○ 水源林造成事業等については、引き続き、研究開発と勘定を分けて、個別の法令に規定された事業を、補助金等の使途が定められた財源により行う行政事業型のガバナンスを適用する。また、他の独立行政法人で森林整備等に係る技術を基礎とする類似事業を行っている法人はなく、引き続き、森林総合研究所で技術開発された森林整備の効率化に係る技術を積極的に取り入れて、森林総合研究所において事業運営を行うことが最も効率的であると考えている。

No.	63	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人森林総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>1. 試験林の設置の見直し 全国93か所に設置している試験林について、平成22年度までに3割削減を予定（21年度までに24か所廃止）している。引き続き、研究課題の変更等に併せて試験林の設置の見直しを行うものとする。</p> <p>2. 森林農地整備センターの現場組織の縮減・廃止 森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止を行うものとする。</p> <p>3. 森林農地整備センター本部及び関東整備局の見直し 森林農地整備センター本部及び関東整備局については、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林総合研究所本所との統合を含め、移転・共用化を検討したうえで、行うものとする。</p> <p>4. 地方整備局及び水源林整備事務所の見直し 水源林整備事務所については、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、地方整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、森林総合研究所支所（5か所）等の施設との共用化を検討するものとする。</p> <p>5. 水源林造成事業の実施主体 当分の間、森林総合研究所で継続実施することとされている水源林造成事業については、将来の実施主体の検討を早急に進め、結論を出すものとする。</p> <p>6. 水源林造成事業の見直し 水源林造成事業においては、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を適切に見積るなど、事業の収支バランスに係る試算を不断に見直すこと。</p> <p>7. 会計検査院から組織見直しに係る指摘事項はない。</p>
② 対応状況	<p>1. 試験林の見直しについては、平成22年度は8箇所を廃止し、累計で32箇所を廃止した。また、平成23年度からは見直しを計画的かつ効率的に進めるため、各試験林について、設置状況や研究期間等の内容を一覧できるデータベースを整備・更新し、引き続き、試験林の設置等の見直しについて検討を行った。</p> <p>2. 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業については、現中期計画において3区域実施中のところ、平成24年度に工事完了した2区域（南富良野、美濃東部）の2建設事業所を廃止した。</p> <p>3. 森林農地整備センター本部及び関東整備局については、森林総合研究所本所（つくば）と統合した場合と公募による賃貸物件（首都近郊）へ移転した場合との比較検討結果に基づき、平成23年10月末に適切な賃貸物件への移転・共用化を実施した。</p> <p>4. 平成24年度に京都水源林整備事務所を近畿北陸整備局に統合・集約化したことにより水源林整備事務所の縮減を図った。</p> <p>5. 平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、森林総合研究所について講ずべき措置として、同研究所を研究開発型の成果目標達成法人とするとともに、水源林造成事業等については行政事業型のガバナンスを適用する旨が定められたが、同閣議決定は、平成25年1月24日に閣議決定された「平成25年度予算編成の基本方針」において当面凍結とされているところ。</p> <p>6. 水源林造成事業については、平成14年以降植栽林分の財源は補助金方式としているところであるが、平成13年以前に植栽した林分については財投借入金等を充当しているところであり、この借入にあたっては、個別法に基づき、財務大臣との協議が必要とされ、主務大臣以外の立場からチェックが行われる仕組みとなっており、さらに長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算について定期的に行っているところ。</p>

No.	63	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人森林総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。〕

- 森林総合研究所は、森林・林業分野で森林からもたらされる地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能の的確な発揮など国家的課題に取り組み、政策に貢献していく唯一の総合的な研究機関。
- 地球温暖化の防止や水源のかん養など、森林のひ益の多くは都道府県の区域を越えて広域に及ぶものであることから、特定の都道府県にその研究開発に係る負担を求めるとは適切でなく、国の普遍的な政策に貢献する観点から全国的・総合的な機関が必要。また、森林のひ益は長期的に社会全体に及ぶこと、さらにその研究開発には長期間を要し、かつ直接的な利益を生まないことから事業性を有さないため民間にはなじまないもの。
- また、森林は、(1)生育が主に自然の土地生産力に依存し、かつ超長期の期間を要すること、(2)その存在自体が生物多様性の確保に貢献するとともに、地球温暖化防止や災害防止など重要な公益的機能を発揮すること、(3)しかもその機能の便益は所有者以外の国民に広くひ益することなど、農業と比べても研究対象、研究手法が大きく異っていることから、他の研究開発を行う独立行政法人との統合による効果は期待しにくいところ。
- なお、地球温暖化対策に係る研究については、国立環境研究所において、森林に限らない我が国全体のCO2排出量の報告システムの構築や将来にわたる全産業からの排出予測等を検討している一方で、森林総合研究所では森林・林業・木材産業に関する知見を有する専門機関として長年蓄積された森林成長量や木材特性のデータをもとに森林による二酸化炭素吸収量の算定方式や木材利用による効果の研究を進めるなど両者の役割は異なっており、統合よりも連携を図ることが効果的。
- 森林総合研究所においては、運営・戦略推進委員会を設けてPDCAサイクルを前提としたリスク管理活動を行い、研究・開発については、研究推進本部会議を設け、森林・林業政策上の優先事項が適切な研究計画と実施体制、資源配分のもとで実施されているかを点検するなど、内部統制の充実・強化を図っており、今後とも適切なガバナンスを確保するための組織的な取組みを推進する考え。
- 水源林造成事業は、奥地水源地域であって立地条件が悪く、森林所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない無立木地等において森林を造成する事業であり、県域を越えて下流域全体における公益的機能を長期間・安定的に確保する公益性の高い事業である。また、森林・林業基本計画（平成23年7月閣議決定）においては「公的な関与による森林整備の促進」を図る施策として位置付けられていることを踏まえ、廃止・民営化することは困難。
- さらに、他の独立行政法人で森林整備等に係る技術を基礎とする類似事業を行っている法人はなく、他の法人との統廃合により業務の一層の効率化を図ることは困難。
- なお、農用地総合整備事業については平成24年度で工事完了し、特定中山間保全整備事業については平成25年度で工事完了予定。
- これらのことから、森林総合研究所は、今後とも、国の森林・林業政策に関する唯一の実施機関としての組織を維持することが適当。

No.	63	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人森林総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

- 法人の類型化及び類型ごとの規律については、同一法人で複数の異なる種類の業務（研究開発とその他の業務など）を実施する場合も考慮いただきたい。
- 主務大臣が業績評価をする際の第三者機関等の意見聴取の実施、及び業績評価等への総合科学技術会議の関与にあたっては、役割分担を明確にすることにより、同様の作業を何度も繰り返すなどの「評価疲れ」を生じさせないようにする必要がある。
- 運営費交付金については、平成13年度に独立行政法人となってから、毎年度、一般管理費及び業務経費について、効率化目標による一律の削減を続けてきているところ。この状況が今後も続くようであれば、研究開発業務、保有する施設・設備の維持管理、運用等への支障が懸念され、行政ニーズに応じた的確な研究成果等の社会還元ができなくなるおそれがある。